

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（市町村課）

一 趣旨

公職選挙法の一部改正に伴い、埼玉県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関し必要な事項を定めるための改正

二 内容

(一) 作成単価の上限 一枚当たり七円五十一銭

(二) 作成枚数の上限 一万六千枚

（公職選挙法第四百二十二条第一項第四号に定める枚数）

(三) 公費負担の限度額 (一)の作成単価に(二)の作成枚数を乗じて得た金額

三 施行期日等

平成三十一年三月一日から施行し、施行の日以後その期日を告示される埼玉県議会議員の選挙から適用